

## 放射性物質汚染対処特措法に基づく指定廃棄物の申請について

### 1 土木事務所保管の廃棄物

港北、鶴見、泉及び栄土木事務所では、マイクロスポット対応として、12か所の道路側溝等から回収した廃棄物を保管しています。

このうち、港北土木事務所の4か所及び鶴見土木事務所の1か所の廃棄物から1キログラムあたり8,000ベクレルを超える放射能濃度が検出されました。なお、残る7か所については、1キログラムあたり8,000ベクレルは超えていませんでした。

### 2 指定廃棄物の申請

放射能濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超えた廃棄物については、指定廃棄物の申請手続きを進めます。

### 3 今後の保管方法

放射能濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超えた廃棄物は、国の「指定廃棄物ガイドライン」に基づき、保管方法について国と調整するとともに、適切に保管します。

また、1キログラムあたり8,000ベクレルを超えない廃棄物については、これまでも飛散防止などをした上で安全に保管しており、引き続き適切に保管していきます。

(参考1)【分析結果一覧】(分析機関：横浜市環境創造局環境科学研究所)

No.	回収日	回収場所	回収場所の特徴	回収量	試験結果報告日	核種分析結果 (Bq/kg)
1	H23.9.17	港北区大倉山五丁目	L型側溝	約3kg	3月5日	<u>10,900</u>
2		港北区新横浜三丁目	横浜アリーナ噴水	約1kg	"	<u>11,300</u>
3		港北区新横浜三丁目	横浜アリーナ植栽帯横	約1kg	"	<u>12,800</u>
4		港北区新横浜三丁目	植栽帯横	約7kg	"	3,740
5	H23.12.15	港北区新横浜一丁目	L型側溝	約5kg	"	<u>12,400</u>
6	H23.9.28	鶴見区上末吉五丁目	アーケード雨樋下植栽樹A	約4kg	"	<u>13,000</u>
7		鶴見区上末吉五丁目	アーケード雨樋下植栽樹B	約12kg	"	4,010
8	H23.11.28	泉区中田南五丁目	雨水樹(自治会清掃活動を実施)	約1,800kg	"	844
9	H24.8.22	泉区和泉町地内	集水樹内	約30kg	"	3,890
10	H24.10.26	泉区白百合一丁目地内	集水樹内	約30kg	"	3,220
11	H24.3.8	栄区上郷町	いたち川河川管理通路	約9kg	"	4,670
12	H24.4.6	栄区上之町(道路予定地)	U型側溝(樹付近)	約100kg	"	2,880

## (参考2) 放射性物質汚染対処特措法関連条文抜粋

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等)

**第十七条** 環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

2 前条第一項各号に掲げる者は、当該各号に定める廃棄物であつて前項の規定による指定に係るものが、国、国の委託を受けて当該廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他第四十八条第一項の環境省令で定める者に引き渡されるまでの間、環境省令で定める基準に従い、これを保管しなければならない。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請)

**第十八条** その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料する者(関係原子力事業者を除く。)は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、当該廃棄物について前条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。

(国による指定廃棄物の処理の実施)

**第十九条** 国は、第十七条第一項の規定による指定に係る廃棄物(以下「指定廃棄物」という。)の収集、運搬、保管(同条第二項(前条第五項において準用する場合を含む。))の規定による保管を除く。次条、第四十八条第一項、第四十九条第三項、第五十条第三項、第五十一条第二項及び第六十条第一項第三号において同じ。) 及び処分をしなければならない。